教育福祉委員会委員長報告書

令和元年１２月１８日

教育福祉委員会に付託されました議案１１件、陳情１件につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第１６号「学校内での事故に対する学校及び教育委員会の対応改善に向けた陳情書」について申し上げます。

本陳情は、学校及び市教育委員会に対し、児童生徒に対する体罰の疑いがあった場合は、速やかに状況収集する仕組みを強化すること、事故報告書は当事者及び保護者に内容確認した上で提出すること、県の体罰基準を再度学校に周知徹底すること、指導が不適切である教員を組織的にフォローする体制を拡充するとともに、教育公務員特例法第２５条の規定に基づく指導改善　研修を積極的に活用すること、教育委員会に行政から独立した者の起用を規定することを求めるものです。

初めに、当局より、

１の項目については、引き続き、体罰については、「体罰等に関する考え方（千葉県版）」に示されている内容に準じて判断していきます。また、体罰があった場合は、県教育委員会からの「体罰禁止の徹底について（通知）」の通り、速やかに状況収集する仕組みを強化していきます。

２の項目については、体罰のあった場合の事故報告書の作成については、前述の通知の通り、事故報告書の提出にあたっては、当事者及び保護者に事故報告書の概要を示すなどして説明するよう、市内各小中学校長に周知し徹底していきます。このため、陳情書の「当事者及び保護者に報告内容を確認した上で提出する運用」となると、当事者及び保護者の同意がなければ事故報告書として提出できないおそれがあるため、そのような運用を行うことはできないと考えています。

３の項目については、引き続き、体罰については、「体罰等に関する考え方（千葉県版）」に示されている内容に準ずることを、市内各小中学校長に周知し徹底していきます。

４の項目については、引き続き、指導が不適切及び指導力が不足している教諭や臨時的任用講師に対しては、各小中学校の管理

職及び市教育委員会が個別指導を行っていきます。今後も、指導力向上のための研修会等の実施 及び 各小中学校での校内研修会が充実するように指導するとともに、各学校において管理職だけではなく、教職員同士が日常の指導について、状況を把握しながら、組織的にフォローする体制をさらに強化し、学校全体が一つのチームとして機能するよう指導していきます。また、教育公務員特例法第２５条で定められている指導改善研修については、法に基づいて適切に活用していきます。

５の項目については、教育委員会自体が行政組織のため、その教育委員会に行政から独立した者を起用する規定を作ることはできないと考えます。

との意見がありました。

また、本件については、項目別採決を希望するとの意見があり、項目別採決について諮ったところ、全会一致をもって項目別採決することに決定したことを申し添えます。

続いて、審査の過程における討論として、

１　３点指摘し、項目１，２，５については不採択、項目３，４については採択の立場で討論する。

陳情は本来一括で審査すべきだが、今回は陳情者の願意や状況を斟酌し、項目別採決に賛成した。

項目１については、「疑いがあった場合」について、その客観的判断を誰が行うのか大いに疑念がある。体罰はあってはならない事であり、その発生防止に細心の注意が必要だが、一方で、教師を過度に委縮させてはならない。

項目２については、県の通知でも、報告の概要を当事者及び保護者に示して説明することとしている。また、双方の主張が異なる場合は両論を併記することとなっており、組織内における通常の報告書のあり方を考えると異例とも言える。当事者及び保護者に報告内容の確認を求めることは、主張が相入れない場合、いつまでも報告書の提出が出来ないこととなり、かえって問題解決の初動におくれをきたすこととなる。

項目５については、教育委員会は市長部局より独立しているとはいえ、地方自治体における組織の一部であり、教育委員会委員を除き市の職員であると法令により定められている。法令を定める権限のない地方自治体に、行政から独立した者の採用という法

令に反する行為を求めることは合理性が無い。
　項目３については、体罰の再発を防止する見地からも妥当なものである。
　項目４については、資質に問題のある教師への教育公務員特例法に限らない幅広いフォローが重要である。市採用の補助教諭が多くいる現状に鑑み、明確な規定のない補助教諭にまで対象を拡大するなど、踏み込んだ対応が必要であると判断する。
　なお、今回の陳情のもととなった事案について３点強く指摘する。
　１　当事者である子どもの人権を守ることに、すべての人が心を砕くべきである。
　２　教育委員会は、今回の経緯を詳細に検証し問題点を確認し、再発防止に向け速やかな対策を講じるべきである。
　３　問題の解決、再発防止には信頼関係の構築が重要であることは言うまでもないが、信頼関係の構築にはそれに関わるすべての方々の努力が何事にも増して重要であると認識する必要がある。
２　項目１から４については採択、項目５については不採択の立場で討論する。
　本陳情は、やむにやまれぬ思いで提出されたものと理解している。一人も取り残すことがないよう、健やかな学校環境を求める立場から、一日も早く、明日への夢や希望を膨らませながら、学校生活が送れるよう願うものである。また、そのためにも、教職員の長時間労働や不安定雇用の解消とともに、大規模化により学校環境を壊す本市の政策判断の見直しをまず強く求めていく。
　項目５については、今の制度上難しさがあるとともに、不十分さが散見されるが、教育における政治的中立性を担保し、課題に対する自浄作用を発揮することは、教育に欠かせない役割である。
３　項目１から４については採択、項目５については不採択の立場で討論する。
　国連の「子どもの権利委員会」は、「いかなる子どもも、非人道的な、もしくは品位を傷つける取扱いを受けないこと」を確保するよう求めており、「あらゆる形態の身体的または精神的な暴力」に対し、「あらゆる立法上、行政上、社会上および教育上の措置をとる」ことを求めている。この権利擁護の理念が、本市及びこの案件において、検証の前提にあるべきと考える。

本件について、市教育委員会及び学校による、被害児童と家族に寄り添った対応が行われていなかったことは打ち消せない現実であり、その結果、本件の長期化、重大化を招いたことも打ち消せない事実であると認識する。学校及び市教育委員会は真摯にその事実を受け止めていただきたいと切に願う。コミュニケーション不足、情報共有不足を改善し、条例順守、強化を求めるものであり、再発防止を切に願うものである。

一方、「市教育委員会に行政から独立した者の起用を規定する」ことは、文章そのものに課題があり、また、法改正の問題も含んでいる。

がありました。

採決の結果、第１項目については５対１をもって採択すべきものと決定し、第２項目については４対２をもって採択すべきものと決定し、第３項目については全会一致をもって採択すべきものと決定し、第４項目については全会一致をもって採択すべきものと決定し、第５項目については０対６をもって不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第７９号「令和元年度流山市介護保険特別会計補正予算（第２号）」について申し上げます。

本案は、高額介護サービス事業など保険給付費が増加したことに伴う追加の補正を行うほか、不足が見込まれる職員人件費について、決算的見地などから追加するとともに、債務負担行為の変更など所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ１，１７２万８千円を追加し、予算総額を１２４億３，０７０万２千円とするものです。

審査の過程における討論として、

１　賛成の立場で討論する。

昨年の予算１１６億９千万円から今年度は１２４億３千万円と約７億３千万円増額しているが、消費税増税であること、そして、一般職員人件費の時間外勤務手当の当初見込みから上回ったものに関しては、必ず時間外に対応しなくてはならない事情があることを確認できた。また、保険給付費の事業支出についても妥当と考えられる。そして、債務負担行為については、新たに導入されるLINE payによる収納方法についてであり、職員の負担が増えるわけではなく、収納の選択が増えることも確認できた。これも適

正と考える。
　がありました。
　採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
　次に、議案第８１号「指定管理者の指定について（流山市思井福祉会館）」について申し上げます。
　本案は、流山市思井福祉会館について、令和２年４月１日から５年間、指定管理者に管理を行わせるため、その指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。
　審査の過程における討論として、
１　賛成の立場で討論する。
　満足度も高く、自主事業の創意工夫、前向きな取り組みが確認できた。特に児童センターの運営については、困難を抱える子どもたちに対する寄り添いの視点、特に「子供の声を聞いて利用者を増やしていきたい」という担当課の思いも共有いただけた。児童センター職員の視察の感想は「自分の所でも取り入れていきたい」と期待大である。
２　反対の立場で討論する。
　思井福祉会館は、台風１９号の時に避難所となっていた。従業員の方には、一生懸命対応いただき感謝する。
　ただし、株式会社であり、株式配当を優先とするスタンスの事業体には、公共サービスを担う指定管理者になじまないと考える。
　がありました。
　採決の結果、５対１をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
　次に、議案第８２号「指定管理者の指定について（江戸川台小学校区第１江戸川台学童クラブ、江戸川台小学校区第２江戸川台学童クラブ、江戸川台小学校区第３江戸川台学童クラブ、東深井小学校区第１もりのいえ学童クラブ、東深井小学校区第２もりのいえ学童クラブ及び東深井小学校区第３もりのいえ学童クラブ）」、議案第８３号「指定管理者の指定について（西初石小学校区第１西初石子どもルーム、西初石小学校区第２西初石子どもルーム、新川小学校区つくしんぼ学童クラブ及び西深井小学校区たんぽぽ学童クラブ）」、議案第８４号「指定管理者の指定について（八木北小学校区第１学童クラブ、八木北小学校区第２学童クラブ、小

山小学校区第１おおたかの森ルーム、小山小学校区第２おおたかの森ルーム、小山小学校区第３おおたかの森ルーム、小山小学校区第４おおたかの森ルーム及び長崎小学校区ひよどり学童クラブ）」、議案第８５号「指定管理者の指定について（流山北小学校区第１ちびっこなかよしクラブ、流山北小学校区第２ちびっこのびのびクラブ、流山北小学校区第３ちびっこクラブ、流山小学校区第１おおぞら学童クラブ、流山小学校区第２おおぞら学童クラブ及び流山小学校区第３おおぞら学童クラブ）」、議案第８６号「指定管理者の指定について（鰭ケ崎小学校区第１ひまわり学童クラブ、鰭ケ崎小学校区第２ひまわり学童クラブ、鰭ケ崎小学校区第３ひまわり学童クラブ及び南流山小学校区あすなろ学童クラブ）」、議案第８７号「指定管理者の指定について（八木南小学校区そよかぜ学童クラブ、向小金小学校区第１学童クラブ、向小金小学校区第２学童クラブ、東小学校区第１あずま学童クラブ及び東小学校区第２あずま学童クラブ）」並びに議案第８８号「指定管理者の指定について（おおたかの森小学校区学童クラブ）」の以上７件は、学童クラブに係る指定管理者の指定に関することですので、一括して審査したことを申し上げます。

一括審査した議案７件については、市内の各学童クラブについて、令和２年４月１日から５年間、指定管理者に管理を行わせるため、その指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

１　１点要望し、議案第８２号から議案第８５号の以上４件に賛成の立場で討論する。

議案第８２号及び議案第８３号については、満足度調査の結果が高く、コメントにも職員の対応について、利用者からの評価が特に高く、良好であるとの記載がある。これを高く評価する。

議案第８４号については、満足度調査によると保護者の信頼を得ている。イベント、日々の遊びなどを工夫しており満足度が高いので、引き続きご努力頂くことを要望する。

議案第８５号については、満足度調査が、子ども一人一人に向き合ってくれている、楽しく通えている、子育ての相談に乗ってくれる、急な変更にも柔軟に対応してくれるなど、感謝の意見が多く、保育内容や保護者への対応等において好評である点、高く

評価する。
２　３点要望し、議案第８６号及び議案第８８号の両案に賛成の立場で討論する。
　議案第８６号については、第三者評価の仕組みを利用して経営改善に努力頂いていることに感謝申し上げる。育成支援の現場知識を十分に持つ人を見つけアドバイス体制を構築すること、そして管理者側が現場のサポートをしっかり行っている、そういう姿が保護者に十分に伝わるような運営の工夫を強く要望する。
　議案第８８号については、おおたかの森地域という土地柄、多様なニーズを持つ保護者への対応も予想される中、大規模化もしており、法人の努力に感謝申し上げる。しかし、就労継続が危ぶまれるような、あるいは困難なご家庭がさらに困難になってしまうような、公共の施設としての存在価値そのものを問われるようなトラブルが発生してしまったことは残念でならない。
　就労しながら、また地域のつながりが薄い中、孤独に子育てをされている方々もいる、ということを前提とした上で、運営努力頂くことを要望する。
　がありました。
　採決の結果、議案第８２号から議案第８８号の以上７件については、いずれも全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。
　次に、議案第８９号「指定管理者の指定について（流山市おおたかの森センター及び流山市立おおたかの森子ども図書館）」について申し上げます。
　本案は、流山市おおたかの森センター 及び 流山市立おおたかの森子ども図書館について、令和２年４月１日から５年間、指定管理者に管理を行わせるため、その指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。
　審査の過程における討論として、
１　賛成の立場で討論する。
　事業実施が目的化されるなか、流山市の戦略を理解し、課題を整理した上で、効果的な事業構築をされていること、「民で出来ることは民で」のお手本の例だと思う。
　市民ニーズを機動的にとらえ、ＰＤＣＡもしっかり行われ、満足度も利用者も増加していることも確認できた。これを高く評価

する。
２　反対の立場で討論する。
　日常業務として、職員のきめ細かな市民サービスに取り組まれている姿勢には感銘を受けて感謝申し上げるが、株式会社ということで、株式配当を優先とするスタンスの事業体に、公共事業を担う指定管理をお願いするのはなじまないと考える。
　がありました。
　採決の結果、５対１をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
　最後に、議案第８０号「流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の制定について」申し上げます。
　本案は、スポーツ利用を中心とする流山市コミュニティプラザを設置し、その管理について必要な事項を定め、これに伴い流山市勤労者総合福祉センター及び勤労者体育施設を廃止するものです。
　審査の過程における討論として、
１　賛成の立場で討論する。
　昨年第３回定例会の決算審査特別委員会において、「類似事業の統合」ということで市長の考え方を確認したが、それに従った事業移管であるということで、これを評価する。
　がありました。
　採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
　以上で教育福祉委員会の委員長報告を終わります。